

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱

(平成 22 年 3 月 31 日市長決裁 21 川経商観第 585 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、中小企業団体が設置する共同施設等に対し、補助金を交付することにより本市中小企業の振興育成を図ることを目的とし、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる団体は、市内に主たる事務所を有し、その構成員の 2 分の 1 以上が市内に所在し、代表者が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）に該当しない中小企業者の組合等で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業協同組合（商店街組合を除く）

(2) その他中小企業者を主たる構成員とする法人団体で市長が認めたもの（商店街団体を除く）

(補助対象施設)

第 3 条 補助対象となる施設は、その年度内（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に市内に設置及び支払いを完了することが確実なもので、次の号に定めたものとする。

(1) 組合等が、組合又は組合員の経営の改善及び生産性の向上を図るために設置する施設であつて、組合員の多数が直接利用し、かつ、組合による管理及び運営が確実であると認められるもので別表第 1 に掲げる施設

(補助対象外施設及び経費)

第 4 条 次の各号に掲げるものは、補助対象から除外する。

(1) 対象外施設

ア 補助対象施設費総額が 50 万円未満の施設

イ この補助金の交付決定以前に契約しているもの

ウ 既存施設の原形を著しく変更しない程度のもので、明らかに効用が増すと認められない改修施設

エ 第 14 条の管理期間内において、補助対象となった施設の改修及び代替であると認められる施設

オ 道路法、建築基準法、駐車場法、その他関係法令等に抵触するもの

カ しゃし、遊興に関するもの

キ 広告看板及びこれに類似する表示を付記した施設。ただし、当該組合名、地域表示等公共的名称のものは、この限りでない。

ク 乗用自動車

ケ その他市長が第 1 条の目的に適合しないと認めたもの

(2) 施設設置経費のうち次の経費

ア 土地の購入及び賃借に係わる経費

イ 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 133 条の規定により損金経理の対象とした資産に係わる経費

ウ 建物、構築物等を取得する際の権利金その他これに類する経費

エ 施設の維持管理に要する経費

オ 各種許認可の申請に要する経費

カ 公共事業等による補償費で設置する施設にあつては、当該補償費に相当する経費

キ しゃし、遊興に関する経費

ク その他市長が第 1 条の目的に適合しないと認めたもの

(補助金の額及び補助率)

第 5 条 補助金の額は、別表第 1 に定められた補助金算出基準により算定した額とする。ただし、算出した額が限度額を超えた場合は、その限度額とする。

2 第 1 項の規定により算出した補助金の 1,000 円未満の額は、切り捨てるものとする。

3 市長は、予算の範囲内において、別表第 1 に定められた範囲で補助率を減らすことができる。

なお、他の補助制度を併用する場合、団体の自己負担は、対象事業費の 1/6 を下回らないこととする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に申請するものとする。

(1) 川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付申請書(様式第 2。以下「申請書」という。)

(2) 別表第 2 (2) 申請時提出書類に掲げる書類

(3) 補助金の交付申請額が 1,000,000 円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1 件の金額が 1,000,000 円を超えるときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号)第 5 条第 2 項にいう中小企業者。以下同じ。)による入札結果、又は 3 者以上の業者(うち 2 者以上は市内中小企業者)からの見積書

(4) 前号に基づき市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(様式第 2-5)。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の 4 月 1 日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(5) 第 3 号に該当しない場合は、3 者以上の業者からの見積書

2 前項の規定に係らず市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。ただし、前項第 3 号に該当する場合は、入札(見積り)が行えないことに係る理由書(様式第 2-6)を提出しなければならない

3 前 2 項に規定する申請書類は、市長の指定する日までに提出しなければならない。

(計画変更、中止の届出)

第 7 条 申請書を提出した団体(以下「申請者」という。)は、申請した施設について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに川崎市中小企業組合等共同施設補助金変更(中止)申請書(様式第 3。以下「変更(中止)申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更と認められるものについては、完了届を提出する際に届け出ることによりこれに代えることができる。

(1) 事業実施期間を短縮する場合

(2) 補助対象経費が減額となる場合

(交付又は不交付の決定)

第 8 条 市長は、申請書の提出を受けた後、審査の上、適正であると認められるものに対し、所要の条件を付して、川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付決定通知書(様式第 4。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、その決定の内容等について川崎市中小企業組合等共同施設補助金不交付決定通知書(様式第 4-2)により申請者に通知する。

(交付の決定の変更及び中止の承認)

第 9 条 市長は、第 7 条の変更(中止)申請書の提出を受けた後、審査の上、適正であると認められるものに対し、川崎市中小企業組合等共同施設補助金変更決定通知書(様式第 5)又は川崎市中小企業組合等共同施設補助金中止承認書(様式第 6)により通知するものとする。なお、審査の結果、変更等を認めない決定をしたときは、その旨を申請者に書面で通知する。

(中間検査)

第10条 市長は、補助金の適切な執行を確保するため、必要により、申請書(変更(中止)申請書を含む。以下同じ。)に基づく事業の中間検査を行うことができる。

2 前項の検査を行わなかった場合は、次の各号に掲げる書類を次条に規定する完了届に添付することにより代えることができる。ただし、機器等の購入については省略することができる。

- (1) 工事過程の確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(完了届の提出)

第11条 補助事業者は、申請に係る施設の設置及び支払いの完了後2か月以内もしくは申請に係る施設の設置を実施する日における本市会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市中小企業組合等共同施設補助金設置完了届(様式第7。以下「完了届」という。)
- (2) 別表第2(2)完了時提出書類に掲げる書類

(完了検査及び補助金額の確定)

第12条 市長は、完了届の提出を受けた後、申請書、完了届及び関係書類に基づき、現地での完了検査を行い、申請書の内容及び決定通知書の条件に適合するかどうかを確認し、適正であると認められるものに対し、交付する補助金額を確定し、川崎市中小企業組合等共同施設補助金確定通知書(様式第8)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、速やかに、補助事業者に対し補助金額修正の通知をするものとする。

(補助金の請求等)

第13条 補助事業者は、前条の確認通知を受理した後、速やかに、市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(施設管理期間)

第14条 補助金の交付を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、補助の対象となった施設(以下「補助施設」という。)について別表第1に掲げる期間(以下「管理期間」という。)、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 前項に規定する期間の始期は、第12条の規定により完了検査を行い、届出の内容が適正であると認めた日とする。

(財産の処分等)

第15条 管理期間中に、補助団体が補助施設を目的以外の使用、移転、貸与、譲渡、売却、取り壊し又は廃棄(以下「財産の処分等」という。)するときは、あらかじめ市長に川崎市中小企業組合等共同施設補助金における補助施設の財産処分に関する申請書(様式第9)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、内容を審査し、適切であると認められるものに対し、川崎市中小企業組合等共同施設補助金処分承認通知書(様式第10)により申請者に通知する。なお、承認にあたり、別に定める金額を市費に納付するよう求める条件を付すことができる。

3 市長は、財産の処分等の不承認を決定したときは、その決定の内容等について川崎市中小企業組合等共同施設補助金処分不承認通知書(様式第10-2)により申請者に通知する。

(管理状況報告書及び書類の整備)

第16条 別表第1に掲げる施設を設置した補助団体は、管理期間中毎年補助施設について、川崎市中小企業組合等共同施設管理状況報告書(様式第11。以下、「管理状況報告書」という。)に必

要事項を記入のうえ、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- 2 補助団体は、前項のほか、管理期間中補助施設に係わる収入及び支出についての帳簿その他証拠書類を整備し、かつ、保管しておかなければならない。
- 3 補助団体は、管理期間中に次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 補助団体の事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。
 - (2) 補助団体の合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。

(調査)

第 17 条 市長は、管理期間中随時補助団体の経理及び事業の運営並びに補助施設について調査指導することができる。

(補助金の返還)

第 18 条 補助金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当するときは、市長は、補助金の交付決定等を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りの申請、報告又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (2) この要綱、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項及び第 2 項又は補助金の交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の返還を命ずる場合は、補助金交付の日から返還の日までの期間に応じ、市税の延滞利息の例により計算した加算金を徴収することができるものとする。

(相談及び指導)

第 19 条 市長は、第 3 条に規定する補助対象施設を設置しようとする団体に対し、あらかじめ相談を受け又は指導することができる。

2 補助対象施設を設置しようとする団体は、第 3 条の施設については、補助を受けようとする前年度の 8 月末までに、川崎市中小企業組合等共同施設設置計画書（様式第 1。以下「事業計画書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が認めたものについてはこの限りではない。

(関係書類の公開)

第 20 条 市長は、補助事業の内容について広く周知を図ることが第 1 条の目的に沿って適当であると認めるときは、この要綱に基づく関係書類を公開することができる。

2 前項の場合において、補助事業者はあらかじめこれを承諾したものとみなす。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除の確定に伴う補助金の返還)

第 21 条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税等の申告により当該補助金における消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助事業における消費税等に係る仕入控除税額報告書（様式第 12）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等の仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 22 条 その他、この要綱に定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除いて、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市中小企業団体共同施設補助金交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 要綱施行の際、現に補助施設を設置した補助団体の施設の管理期間の始期については、なお従前の例による。
- 4 要綱施行の際、第3条の施設の設置を計画している団体で、川崎市中小企業団体共同施設補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）により、既に事業計画書を提出したものについては、この要綱により、事業計画書を提出したものとみなす。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 補助対象施設別一覧

種類	施設名	最低事業費	補助率	補助限度額	管理期間
建物	共同工場、共同作業所、共同店舗、倉庫、従業員厚生施設、事務所、会議室、展示場、研修所、駐車場、街路灯、便所及びその付属設備等	50万円	500万円までの金額 20%以内 500万円を超える金額 15%以内	800万円	5年
車両	貨物運搬自動車、特殊自動車等				2年
備品	複写機、複合機、パソコン、放送設備、防犯カメラ、情報関係機器等				3年
機械装置	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表2に掲げる設備				
その他	本表に記載以外のもので、市長が第1条の目的達成のため必要と認めたもの				5年

別表第2 補助金申請書類一覧

(1) 事業実施前年度

提出書類（前年度の8月末までに）
・川崎市中小企業組合等共同施設設置計画書（様式第1）

(2) 事業実施年度

申請時提出書類				
<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式第2） ・施設設置計画書（様式第2-2） ・管理計画書（様式第2-3） ・業者選定理由書（様式第2-4） ・添付書類 1～19 				
	添付書類名		必須	留意点等
1	入札結果又は見積書	(写)	○	補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業者による入札結果、又は3者以上の業者（うち2者以上は市内中小企業者）の見積り、1,000,000円以下のときは、3者以上の業者の見積り
2	市内中小企業者であることの誓約書（様式第2-5）	—		補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときの市内中小企業者の誓約書。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者は不要。
3	入札（見積り）が行えないことに係る理由書（様式第2-6）	—		補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときに、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者による見積りを行えない場合
4	組合員・会員名簿	(写)	○	
5	組合の登記簿謄本	(原)	○	
6	定款	(写)	○	
7	予算・決算関係書類	(写)	○	貸借対照表損益計算書、財産目録、決算書、事業報告等
8	総会又は理事会議事録	(写)	○	当該事業に賛同した旨を証するもの
9	仕様書（図面又はカタログ）	(写)	○	設置施設の設計図面等の見取図 他の書類に仕様が明示されていれば不要
10	位置図	(写)	○	全設置施設の位置を地図上に明示したもの

11	事業着手前の現況写真	—	○	事業実施予定場所の全体がわかるものを含む
12	建築確認通知書	(写)		建物、工作物の場合
13	道路占用許可書	(写)		道路に設置若しくは影響する場合
14	許可証	(写)		補助申請施設の設置が法令により許可を必要とする場合
15	土地の登記簿謄本	(原)		補助団体の所有する土地に補助対象施設を設置するとき
16	土地又は建物所有者の承諾書	(写)		補助団体の所有しない土地、建物内に補助対象施設を設置するとき
17	管理運営規約	(写)		駐車場等を設置した場合、運営に関する計画・取り決め
18	暴力団又は暴力団員でない旨を誓約する書類	(原)		川崎市暴力団排除条例第8条に基づく排除措置対象の確認ができていない場合
19	その他書類	(写)		市長が必要と認めた場合

(附記)

上記の書類それぞれが他の書類の内容を具備する場合には、一方の書類の添付を省略することができる。

完了時提出書類

- ・完了届（様式第7）
- ・精算書（様式第7-2）
- ・添付書類 1～9

	添付書類名		必須	留意点等
1	契約書	(写)	○	
2	発注実績報告書（様式第7-3）	—		補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行った場合において、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載
3	中間検査の報告写真	—		中間検査を実施した場合
4	工事課程の確認できる書類	(写)		中間検査を実施しなかった場合
5	施設の写真	—	○	工事過程・完了時
6	配置図	(写)	○	
7	工事完了報告書又は納品書	(写)	○	
8	資金経路が確認できる書類	(写)	○	請求書・振込依頼書・通帳・領収書等の支払先・支払方法・支払先口座が確認できる書類の写し、借入証書写し、国・県等の補助金通知書写し等

9	その他書類	(写)	市長が必要と認めた場合
---	-------	-----	-------------

(3) 管理期間中に補助施設の財産の処分等をする場合

- ・川崎市中小企業組合等共同施設補助金における補助施設の財産処分に関する申請書（様式第9）
- ・財産処分前の補助施設の位置図
- ・財産処分前の写真
- ・その他参考になる書類

(4) 事業実施翌年度以降～管理期間終了まで

管理期間内提出書類（年1回市長が指定する日まで）

- ・管理状況報告書（様式第11）
- ・現況写真（3ヶ月以内）

(5) 消費税等の申告により当該補助金における消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合

消費税等に係る仕入税額控除の報告書類（事業実施年度の消費税等の確定申告後速やかに）

- ・川崎市中小企業組合等共同施設補助金における消費税等に係る仕入控除税額報告書（様式第12）
- ・確定申告書の写し
- ・その他参考になる書類（仕入控除税額の金額の積算内訳等）

川崎市中小企業組合等共同施設設置計画書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により、関係書類を添付して事業計画書を提出します。

会 員 数	名 (内市外 名)	既存施設 (補助施設)			
設 立	年 月 日		施設名	数量	設置年
(法人化年月日)	(年 月 日)				
出 資 金	円				
計 画 事 業 費	円				
補 助 希 望 額	円				
設置目的					
設置計画概要					

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付申請書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

補助申請内容、設置の内容等

別紙「施設設置計画書（様式第2-2）」のとおり

申請者の消費税における種別（該当する番号に○）

- 1 課税事業者で、補助金に係る消費税等の仕入控除が明らかである。(※1)
- 2 課税事業者で、補助金に係る消費税等の仕入控除が明らかでない。(※2)
- 3 免税事業者である。(消費税の確定申告をしていない。)
- 4 課税事業者で、簡易課税制度を選択している。
- 5 課税事業者で、簡易課税制度を選択せず、特定収入割合が5%を超える。

※1 消費税額は補助の対象外となります。

※2 消費税額も補助の対象となりますが、翌年度以降に還付を受けると補助金の一部が返還となる場合があります。

施設設置計画書

補助申請内容			
団 体 名			
担 当 者	氏名	電話	
		メール	
設置する施設			
設 置 理 由			
設置費総額	円	補助金申請額	千円

設置の内容			
施設名	数量	設置金額	(単価)
		円	円
		円	円
合計		円	※税込み額
上記のうち補助対象となる経費		円	
事業予定期間 (契約から支払いまで)	年 月 日から 年 月 日まで (予定)		
購入先又は施工業者	別紙「業者選定理由書 (様式第2-4)」のとおり		

資金調達		
区分	金額	備考
自己資金	円	調達方法 (該当に○) 通常予算・積立金・特別徴収等
市補助金	円	
その他の補助金	円	補助金名
借入金	円	借入先 返済方法 ※補助金交付までのつなぎ資金の借入は記載不要
その他	円	調達方法
合計	円	※事業経費合計と同額

管理計画書

施設の概要			
設置する施設			
管理期間	年間	終了年度	年

管理計画			
管理年（和暦）	維持管理に係る費用	管理方法・内容等	
1年目	年	円	
2年目	年	円	
3年目	年	円	
4年目	年	円	
5年目	年	円	
管理期間終了後の維持管理計画	維持管理用資金の積み立て・施設の点検方法等		
その他備考			

業者選定理由書

本件について、次の業者から見積書を取得。なお、見積もりに際しては現地調査を前提とした。

	業者名 (市内中小企業者に該当する場合は右欄に○)	見積金額 (総額)
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円

上記のうち、_____を契約業者として選定する。

【選定理由】

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

事業の名称

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あ て 先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

所在地

商号又は名称

代表者名

資本金の額 _____ 円

職員総数 _____ 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工のおける保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (5) の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(5) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第6条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

団体名 _____

代表者名 _____

川崎市中小企業組合等共同施設補助金変更（中止）申請書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所在地

団体名

代表者職・氏名

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱により交付決定を受けた施設設置事業について、次の理由により変更（中止）を申請します。

事業内容	
事業の名称	
交付決定通知	年 月 日付け川崎市指令経 第 号

変更又は中止の理由

変更の内容		
	変更前	変更後
設置費総額(円)		
補助金申請額(円)		
設置施設の内容等		
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

※変更内容の分かる資料を添付してください。

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市中小企業組合等共同施設補助金の交付については、川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次の条件をつけて交付します。

補助対象期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

補助対象施設

補助対象経費 金 円

交付決定額 金 円

交付に係る条件

- 1 補助事業を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
この場合、この通知に記載した補助金の交付額は変更又は取り消すこととします。
- 2 完了検査の結果、申請内容と異なる場合、補助金の交付額を変更します。
- 3 補助施設の要綱第 1 4 条の規定による管理期間は、次のとおりとします。
なお、管理期間の始期は、完了検査終了日からとします。

施設名

管理期間 年

- 4 補助施設は、管理期間中善良な管理者の注意をもって維持管理しなくてはなりません。
- 5 管理期間中、補助団体が補助施設を目的以外の使用、移転、貸与、譲渡、売却、取り壊し又は廃棄するときには、あらかじめ市長へ申請し、承認を受ける必要があります。この場合、承認にあたり、補助金の返還を求めることがあります。
- 6 管理期間中、次の事項が生じた場合、速やかに市長に届け出なければなりません。
 - (1) 補助団体の事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。
 - (2) 補助団体の合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。
- 7 管理期間中、毎年補助施設について川崎市中小企業組合等共同施設管理状況報告書に必要事項を記入のうえ、市長が指定する日までに市長に提出しなければなりません。
- 8 この補助金の申請又は報告に偽りや不正があった場合若しくは補助金の交付決定の条件に違反した場合は、要綱第 1 8 条に基づき、補助金交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

川経 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市中小企業組合等共同施設補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市中小企業組合等共同施設補助金については、不交付と決定したので、川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市中小企業組合等共同施設補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市中小企業組合等共同施設補助金の交付については、川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次の条件をつけて交付します。

補助対象期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
補助対象施設
補助対象経費 金 円
交付決定額 金 円
事業予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
交付に係る条件

- 1 補助事業を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
この場合、この通知に記載した補助金の交付額は変更又は取り消すこととします。
- 2 完了検査の結果、申請内容と異なる場合、補助金の交付額を変更します。
- 3 補助施設の要綱第 1 4 条の規定による管理期間は、次のとおりとします。
なお、管理期間の始期は、完了検査終了日からとします。
施設名
管理期間 年
- 4 補助施設は、管理期間中善良な管理者の注意をもって維持管理しなくてはなりません。
- 5 管理期間中、補助団体が補助施設を目的以外の使用、移転、貸与、譲渡、売却、取り壊し又は廃棄するときには、あらかじめ市長へ申請し、承認を受ける必要があります。この場合、承認にあたり、補助金の返還を求めることがあります。
- 6 管理期間中、次の事項が生じた場合、速やかに市長に届け出なければなりません。
(1) 補助団体の事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。
(2) 補助団体の合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。
- 7 管理期間中、毎年補助施設について川崎市中小企業組合等共同施設管理状況報告書に必要事項を記入のうえ、市長が指定する日までに市長に提出しなければなりません。
- 8 この補助金の申請又は報告に偽りや不正があった場合若しくは補助金の交付決定の条件に違反した場合は、要綱第 1 8 条に基づき、補助金交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第6

川経 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者

様

川崎市長

川崎市中小企業組合等共同施設補助金中止承認書

年 月 日付けで中止申請のあった川崎市中小企業組合等共同施設補助金については、中止を承認したので、川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

川崎市中小企業組合等共同施設補助金設置完了届

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所在地

団体名

代表者職・氏名

川崎市中小企業組合等共同施設補助交付要綱により交付決定を受けた施設設置事業について、設置及び代金の支払いを完了しましたので、次の書類を添えて報告します。

設置事業の内容	
交付決定通知	年 月 日付け川崎市指令経 第 号
事業実施期間	契約日又は着手日 年 月 日
	設置完了日 (工事完了検査書を渡した日) 年 月 日
	代金支払い日 年 月 日
設置費総額	別紙精算書のとおり
添付書類	1 精算書(様式第7-2) 2 契約書の写し 3 施設の写真(工事過程・完了時) 4 配置図 5 工事完了報告書の写し又は納品書の写し 6 資金経路が確認できる書類の写し 7 その他

精算書

収入		
区分	金額	備考
自己資金	円	調達方法（該当に○） 通常予算・積立金・特別徴収等
市補助金 （予定額）	円	
その他の補助金	円	補助金名 交付決定日 年 月 日 交付決定額 ※補助金交付決定通知等の写しを添付してください
借入金	円	借入先 返済期間 年 月 日まで ※補助金交付までのつなぎ資金の借入は記載不要
その他	円	調達方法
合計	円	

支出			
施設名	数量	事業経費	(単価)
		円	円
		円	円
合計（設置費総額）		円	※収入額合計と同額

発注実績報告書

(宛先) 川崎市長

所在地 〒 _____

団体名 _____

代表者名 _____

年 月 日付け川崎市指令経 第 号で交付決定された事業について、川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第 1 1 条に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100 万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。 (単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、 物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者 (原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市中小企業組合等共同施設補助金確定通知書

年 月 日付けで完了届の提出のあった川崎市中小企業組合等共同施設補助金については、川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第12条の規定より、申請書及び完了届並びに関係書類に基づき現地での完了検査を実施した結果、適正であると認められましたので、次のとおり補助金の交付額を確定します。

補助対象施設
補助対象経費 金 円
交付確定額 金 円
交付に係る条件

- 1 補助施設の要綱第14条の規定による管理期間は、次のとおりとします。
管理期間中は、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。
施設名
完了検査終了日 年 月 日（管理期間の開始日）
管理期間 年
- 2 この補助金の申請又は報告に偽りや不正があった場合若しくは補助金の交付及び確定の条件に違反した場合は、要綱第18条に基づき、補助金の交付確定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第 9

年 月 日

川崎市中小企業組合等共同施設補助金における補助施設の財産処分等に関する申請書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第 15 条の規定により、 年度に補助金の交付を受けた補助施設について財産処分を申請します。

設 置 場 所			
補 助 施 設 名		数 量	
管 理 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)		
財 産 の 処 分 等 の 理 由			
財 産 処 分 予 定 日	年 月 日		
財 産 処 分 前 の 施 設 の 場 所	別添地図参照		
財 産 処 分 前 の 写 真	別添写真参照		
<p>備考</p> <p>※ 売却や譲渡、貸与により、所有者や使用者が変更する場合は、変更後の所有者及び使用者の情報を記載すること。</p> <p>※ 移転する場合には、移転後の場所わかる地図を添付すること。</p>			

川崎市指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市中小企業組合等共同施設補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市中小企業組合等共同施設補助金における補助施設の財産処分等については、川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、次の条件をつけて承認したので通知します。

- 1 処分承認補助施設名および数量
- 2 補助金交付時の事業内容
- 3 処分承認の内容
- 4 条件
 - ・ 処分終了後は、速やかに市へ報告してください。
 - ・ 本財産処分の補助施設が交付要綱に規定する「本市中小企業の振興育成」という目的を果たさなくなる場合、または補助施設を営利目的として財産処分する場合、または財産処分により利益を上げる場合には補助金の返還を請求することがあります。

川経 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市中小企業組合等共同施設補助金財産処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市中小企業組合等共同施設補助金における補助施設の財産処分等については、不承認を決定したので、川崎市中小企業組合等共同施設補助金補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき通知します。

川崎市中小企業組合等共同施設管理状況報告書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、補助金の交付を受けた施設の管理状況について、次のとおり報告します。

報告内容			
施設名		数量	
管理期間	年間 (年度から 年度まで)		
管理状況	(設置後の管理助教、利用状況、効果などについて記載してください)		
備考			
3 か月以内の現況写真 (本欄に貼り付けるか、別に添付してください)			

年 月 日

川崎市中小企業組合等共同施設補助金における消費税等に係る仕入れ控除税額報告書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市中小企業組合等共同施設補助金交付要綱第 2 1 条の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（以下「控除税額」と言う。）が確定したため、次のとおり報告します。

報告内容	
補助金額	円 （交付確定通知書の金額）
控除税額	円
添付書類	1 確定申告書の写し 2 その他参考になる書類（控除税額の金額の積算内訳等）